1 趣旨

蒲郡市では、形原地区において、平成27年4月より「蒲郡市地域公共交通網形成計画」に基づき、交通空白地の解消を目的として、幹線バス(名鉄バス東部)路線を補完し、交通ネットワーク網の骨格となる鉄道(名鉄蒲郡線)に接続する支線バスの運行を行っている。

バスの運行にあたっては、有償運送を行える運行事業者の業務により実施し、運行事業者の選定方法は、経済性に配慮すると同時に効率的で安全性と利便性の高いバスの運行を確保するため、公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)を採用する。

蒲郡市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、企画提案の内容や価格等を総合的に評価し、最も優れた企画提案を行った事業者を相手方として平成30年度からの運行についての契約締結交渉を行う。

この要領は、運行事業者の選定にあたり、必要な事項について定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

蒲郡市形原地区支線バス運行業務

(2) 業務内容

「蒲郡市形原地区支線バス運行業務仕様書」のとおりとする。

(3)業務期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで(3ヵ年)

(4) 契約上限金額

金 18,000 千円(消費税及び地方消費税相当額含む。)

3 担当部局

〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号 蒲郡市役所 総務部交通防犯課内 蒲郡市地域公共交通会議事務局 電話:0533-66-1156 FAX:0533-66-1183 電子メールアドレス: kotsu@city. gamagori. lg. jp

4 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者が、応募できるものとする。

- (1) 事業者資格として、道路運送法第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送 事業の許可を受けている者、または、運行開始日までに確実に取得できる者で、 運行開始までに確実に運行に必要な手続きを行える能力を有する者であること。
- (2)対象業務における蒲郡市での競争入札参加資格を有していること。また、競争入 札参加資格を有しない場合は、平成30年1月12日(金)までに申請手続きを 行うこと。
- (3) 営業所の所在地として、中運局公示第53号に規定する営業所及び自動車車庫を 蒲郡市に有する、または本業務の実施にあたり有する見込みの者であること。事 故の発生により、業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各種 関連機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な者。
- (4)「蒲郡市形原地区支線バス運行業務仕様書」に基づく業務を行うことができること。

- (5) 蒲郡市の指名停止措置要綱による指名停止処分またはこれに準ずる措置を受けて いないこと。
- (6) 蒲郡市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

5 参加表明書の提出及び提出期限

(1)提出書類等

参加意思及び参加資格の確認のため、参加表明書(様式1-1、様式1-2、様式1-3)を提出すること。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出先

3 担当部局と同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出期限

平成30年1月12日(金)午後5時必着

※必要な書類は、蒲郡市ホームページの提出様式類からダウンロードして確認すること。応募書類の提出をもって、本要領の記載内容及び条件を承諾したものとしてみなす。

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり受け付けるものとする。

- (1) 質問先
 - 3 担当部局と同じ
- (2) 質問の受付期間

平成30年1月12日(金)午後5時必着

(3) 提出方法

郵送、FAX、電子メールまたは持参により提出する。(様式2)

(4)回答方法

回答は、参加意思を表明した事業者全員に対し、参加表明書に記載されたメール アドレスへ、平成30年1月19日(金)までに電子メールにて回答する。

なお、質問に対する回答は、本要領や仕様書等に記載する内容の追加または修正とみなす。

7 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

本プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該 業務内容についての具体的な検討結果や成果品の一部について提案を求めるものでは ない。業務に係る作業は、蒲郡市地域公共交通会議との契約後に、提案書に記載され

た内容を反映しつつ、仕様書及び蒲郡市地域公共交通会議が提示する資料に基づいて、 協議のうえ開始することとする。

- (2) 提案書記載上の留意事項
 - ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
 - イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認 めるが、具体的な内容を表現しないこと。
- 8 提案書の作成
 - (1) 提出書類及びその記載要領は、以下のとおりである。
 - ア 提案書の提出について(様式3)
 - イ 運行業務の実施方針および協力体制

運行の安全性

利用者の利便性向上への取り組み等(様式3-1)

ウ 財務諸表の写し

過去3年の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の写しを提出すること。

エ 運行車両 (様式3-1)

運行に使用する車両の車種や型式等について記載すること。

- (2) 参考見積及び見積金額内訳書(様式3-2) 見積内容は仕様書との整合を図ること。
- (3) 提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提 案を無効とすることがある。

9 提案書等の提出方法

ア 提案書

(1)提出書類及び部数

正本 8 (1) ア~エ 1部 副本 8 (1) イ~エ 6部

正本、副本ともにA4縦長左綴じとする。

- イ 参考見積及び見積金額内訳書(様式3-2)各1部 提出された参考見積及び見積金額内訳書は、評価資料とするが、本プロポーザ ルに係る契約金額算定上の根拠となるものではない。
- (2) 提出先
 - 3 担当部局と同じ
- (3)提出方法

持参又は郵送

(4)提出期限

平成30年1月26日(金)午後5時必着 提出期限後に到着した提案書は無効とする。

- 10 提出された提案書等の取扱い
- (1) 提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提出者の許可なく使用しない。た だし、蒲郡市地域公共交通会議が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必 要とする場合は、提出者の承諾を得ずに使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、蒲郡市情報公開条例(平成10年3 月25日条例第1号)に準じた取り扱いにより、提出書類を公開する場合があるも のとする。

- (3)提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (4)提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

11 選定方法

(1) 選定審查員

審査員は、蒲郡市地域公共交通会議委員のうち学識経験者1名、主宰市の部長3名、蒲郡市総代連合会会長、形原地区公共交通協議会事務局長に加え蒲郡市地域公共交通会議事務局長の7名とし、提案のあった者の中から運行事業者を選定する。

(2) プレゼンテーション審査

参加表明書の提出があった事業者に対し、日時、場所等を別途通知する。

提出された提案書の内容により選定審査員が審査し、評価点数が最も高い者を選定する。また、次点候補者も併せて選定する。同点の場合は、選定審査員での協議をもって選定を行う。

ア プレゼンテーションを実施する時間は、原則として1事業者につき30分以内とし、時間配分は説明15分以内、質疑応答15分以内とする。

- イ 各事業者の出席者は3人以内とする。
- ウ プレゼンテーションは、提出された提案書を基に行うことを原則とする。追 加資料の配布は認めない。

(3)審查項目

総合的に評価するために、次に掲げる項目により採点し、審査する。

価格要素得点30点非価格要素得点70点

審查項目

一		
要素		審査項目
価格要素	運行経費	参考見積及び見積金額内訳書による 【算定式】 評価点=配点×最低見積価格/当該見積価格 ※小数点以下第2位を四捨五入
非価格要素	運行業務の実施方針 および協力体制	① 事業実施に対する取り組み姿勢及び公共交通機関としての考え方② 過去5年間の乗合事業の業務実績③ 路線、ダイヤ等見直しを行う際の協力体制④ 国庫補助金等の申請への対応
	運行の安全性	① 労務・車両管理及び運転手の人員体制② 運行上の安全対策(運転手への接客研修・健康管理)③ 事故や災害緊急時の体制
	利用者の利便性向上への取り組み	① 利用者の増加に向けた利用促進策② 乗客等からの苦情処理対応③ 高齢者、障がい者、子供など弱者への配慮④ 地域協議組織に対する支援

(4) 結果の報告

- ① 審査の結果は、提案書提出者全員に文書で通知する。
- ② 審査の結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査の結果に関する質問には回答をしない。

12 公募から運行事業者選定までのスケジュール

- (1) 公募受付開始 平成29年12月25日(月)から
- (2) 参加表明書提出期限 平成30年 1月12日(金)午後5時まで
- (3) 質問書提出期限 平成30年 1月12日(金)午後5時まで
- (4) 質問への回答 平成30年 1月19日(金)まで
- (5) 提案書提出期限 平成30年 1月26日(金)午後5時まで
- (6) ヒアリング審査 平成30年 1月31日(水)午後1時から
- (7) 審査結果通知 平成30年 2月 5日(月)

13 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した参加資格を有しない者による提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

14 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。
- (2) 契約候補者が契約締結までに「4 参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、無効となった場合及びその他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
- (3) 契約条項及び業務仕様は、特定した提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で反映し確定するものとする。

15 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式4)を持参又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) 本プロポーザルに係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- (3)提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、蒲郡市地域公共交通会議は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった 者が「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措 置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合、蒲郡 市地域公共交通会議は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者へ報告するととも に、警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置 を講じることがある。

(7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、 本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。	単位は日

蒲郡市形原地区支線バス運行業務仕様書

1 委託業務名

蒲郡市形原地区支線バス運行業務

2 実施主体

蒲郡市地域公共交通会議

3 目的

蒲郡市では、平成28年6月に「蒲郡市地域公共交通網形成計画」を策定し、 将来像を「子どもや高齢者らが安心して移動することのできる公共交通体系を 構築する」、「地域で創り、守り、育てあげる持続性の高い公共交通体系を構築 する」としている。

市内には、公共交通空白地域も存在し、これの解消を目的として、蒲郡市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)がモデル地域に決定した形原地区において、交通ネットワーク網の骨格となる鉄道へ接続する支線路線について計画し、平成27年4月2日から運行を行っている。交通会議での事業継続に対する承認を受け、平成30年度から本格運行を開始するものである。

4 業務内容

1. 事業形態

交通会議と受注者として選定された運行事業者(以下「運行事業者」という。) でこの仕様書に基づく運行業務等に関する契約を締結し、運行事業者は、道路 運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものと する。

2. 運行業務契約期間

運行業務契約期間は 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3ヵ年とする。

3. 運行開始手続

運行事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続について、遅滞なく確実に行うこと。

4. 運行路線・バス停配置

運行開始日から運行する運行路線・バス停配置は、別紙のとおりとする。

5. 運行ダイヤ

運行ダイヤ・運行本数はそれぞれ別紙のとおりとする。 なお、今後、交通会議、地域協議組織、運行事業者が協議のうえダイヤを変 更することもある。

6. 運行日

週3日(火・木・土曜日) ただし、年始(1月1日~1月3日)は運休

7. 運行車両

(1)運行車両は乗車定員が10人以上(乗務員を含む。)ジャンボタクシーサイズで、台数は1台とし、別紙運行経路を走行することが可能な車両とする。なお「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」及び「道路運送車両法」の保安基準等本事業にかかる関係法令に適合するものとする。

なお、「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」においては、適用除外申請を行うものとし、その対応が可能であること。

(2) 車両デザイン等

車両デザイン等は別途協議とするが、車両のラッピングや車両広告に対してシール、マグネット等での対応が可能であることとする。

(3) 車両の確保

運行に使用する車両は運行事業者で準備するものとし、維持管理を行うものとする。

車両の車検及び故障等により使用できない場合の予備車両及び定員超過時の対応のための予備車両は、運行事業者で準備する。

(4) 車両確保の証明

運行事業者は、審査結果の通知の日から7日以内(土日を除く)に、車両の確保を証する書類を提出すること。車両の確保を証する書類は、原則として車両の写真及び車検証の写しとするが、本書類の提出時に車両を所有していない場合は、納入日の示された発注書等、運行開始の7日前までに運行に係る許認可等の手続を完了し、車両を調えることができることを証明する書類に代えることができる。

8. 料金

- (1)通常料金
 - 1人1乗車当たり100円
- (2) 割引料金

下記の者については、下記に示すように料金を割引くものとする。

小学生:半額

障がい者等1人でのバス利用が困難な方の介助者1名:無料

(3) 回数券

運行車両内および運行事業者事務所において販売を行う。

100円券12枚綴り1,000円

9. 車内掲示等

車内掲示用の案内表示の作成(路線図、運行ダイヤ)は基本的に交通会議で行うが、必要に応じ交通会議は運行事業者に作成を求めることがある。

10. 運賃収入

運行事業者は、収受した運賃等の収入を毎月集計し、翌月10日までに運賃等相当額とその内訳明細書を協議会に提出するものとする。また、銀行振り込みを利用する場合、これに係る振込み手数料は運行事業者の負担とする。なお、協議会は、収入等の現地調査をできるものとする。

11. 国等の補助金の取り扱い

運行事業者は、本業務に関して国等から補助金の交付を受けた場合は、受領した日から起算して15日を経過した日又は当該補助金の交付決定年度の翌年度の5月31日のいずれか早い日までに、当該補助金に相当する額を、協議会に納入するものとする。なお、契約の終了後及び解除後に補助金の交付を受けた場合にあっても同様とする。

12. 増車対応扱い

- (1)乗客人数が乗客定員を超過した際の対応について、運行事業者は予備車 両の範囲で、直ちに増車の手配をするものとする。
- (2) 毎年6月に開催される形原温泉あじさい祭り期間中においては、道路状況によりダイヤが大幅に遅れる可能性があるため、形原温泉ロータリーに予備車両を待機させる等対応を行うものとする。

増車対応して運行した場合に掛かる運行経費については、委託費の中に 含まれるものとする。

13. その他業務

- (1) 停留所設備の維持管理については運行事業者が行うものとする。
- (2) その他業務には、運輸局への申請業務、交通会議への報告業務、乗降客の安全確保・移動制約者の乗降補助、回数券の販売、料金徴収・管理、ダイヤ管理、車内案内アナウンス、緊急時の対応(緊急連絡、予備車の確保など)、車両清掃、業務期間中の運行に係る備品の補完・管理など、運行に必要な業務一切を含むものとする。

交通会議による利用促進策の協力支援、運転手教育、利用者からの要望意見があった場合の報告、事業改善提案なども必要に応じて実施すること。 ※その他、交通会議からの要請に基づく業務については、両者協議の上対応する。

14. 公募時の提案事項

(1) 運行事業者は、公募時の提案事項に基づき、運行業務を行うものとし、

年度末までに公募時の提案事項の実施状況を報告するものとする。

(2) 交通会議は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

15. 業務の実績報告

- (1)運行事業者は、毎日の便ごとの利用者数(大人・小学生別)、停留所ごとの乗降者数、料金収入額を毎日記録し、翌月の10日までに交通会議に報告するものとする。
- (2) 交通会議は、必要に応じて運行実績の状況報告を求めることができる。

16. 補助金の申請手続き等

運行事業者は、国庫補助の「地域公共交通確保維持改善事業」の補助金交付を受けるための申請書作成や交付額決定後の支払請求書提出等の必要な手続きを行う。

17. 支払金額

委託費は、運行経費及びその他本業務に必要な経費とする。

燃料費の高騰など運行事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行 経費が増加した場合は、別途協議するものとする。

18. 委託費の請求

委託費は、仕様書第15の実績報告を交通会議が確認した後、請求できるものとする。

19. 契約の解除

交通会議は、次のいずれかに該当すると認められたときは、契約の全部また は一部を解除することができる。

- (1) 運行事業者が契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 運行事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行業務を完了する 見込みがないことが明らかになったとき。

20. 損害賠償

運行事業者は、運行の実施にあたり、バス利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

21. 運行の中止

積雪、天災、その他運行事業者の責によらない事由により、運行区間の全部 または一部が運行不能の場合は、両者協議の上、決定するものとする。なお、 これに伴う違約料は、互いに請求しないものとする。

22. 緊急時の対応

運行業務の実施にあたり、次のいずれかに該当するときは、直ちに交通会議 へ連絡し、後日書面で報告するものとする。

- (1) 積雪、天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が 生じ、または生じる恐れがあるとき。
- (2) 利用者が、交通事故等により生命及び身体を害したとき。
- ※交通事故後の利用者に対する謝罪、お見舞い等の対応。

23. 協議事項

契約に定めのない事項及び契約の各条の解釈に疑義が生じた場合は、交通会議と運行事業者の双方が誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

24. その他

- (1) 運行事業者は、関係法令遵守の上、本運行業務を遂行するものとする。
- (2) 運行期間中に発生した、本運行業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うものとする。
- (3) 交通会議が必要に応じて行う周知・広報活動、利用実態等の調査の実施 や利用促進策に協力するものとする。
- (4) 運行事業者として選定後、契約締結に先立ち、交通会議の委員として参加を要請する場合があるので対応すること。なお、契約締結後は交通会議の委員として任命することおよび形原地区協議会その他交通会議が必要と認める会議に参加することを条件とする。
- (5) 交通会議または地域協議組織での協議により、運行開始後に運行のサービス水準(運行路線・バス停配置、運行ダイヤ、運行日、運行車両、料金など)を変更する場合があるので、交通会議で承認が得られた場合は対応すること。

※運行事業者は、道路運送法の第1条(目的)で規定する「道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進すること」に努めるものとする。

■ 形原地区支線バス運行計画

1. 事業概要

- ・蒲郡市地域公共交通網形成計画に基づく支線バス
- ・幹線バス(名鉄バス東部)路線を補完し、交通ネットワーク網の骨格となる鉄道(名鉄西尾・ 蒲郡線)に接続することで、交通空白地の解消を目的として導入されたフィーダー路線
- ・形原地区をモデル地域として事業構築
- ・事業構築にあたり、地元関係者による「形原地区公共交通協議会」を設置し、協議会主導で 運行計画を策定
- ・実証運行、試験運行を経て、平成30年4月から本格運行を開始

2. 事業主体

	主体名称	備考
事業主体	蒲郡市地域公共交通会議	事業実施・事業評価等対応
	(法定協議会)	事務局の蒲郡市より交通事業者に運行委託
運行主体	交通事業者	1~2月に委託先選定予定
管理主体	形原地区公共交通協議会	一次評価・利用促進策等対応
支援主体	蒲郡市	運行費等事業支援

3. 運行方式

一般乗合旅客自動車運送事業 定時定路線型

4. 系統名 (起点・経由・終点)

系統名	左回りルートA	左回りルートB	右回りルート
		(ユトリーナ経由)	(ユトリーナ経由)
起点	形原公民館	形原公民館	形原公民館
経由	名鉄鹿島駅	名鉄鹿島駅	名鉄形原駅
	形原温泉	形原温泉	ユトリーナ※
	形中大鳥居	形中大鳥居	形中大鳥居
名鉄形原駅		ユトリーナ※	形原温泉
		名鉄形原駅	名鉄鹿島駅
終点	形原公民館	形原公民館	形原公民館
運行距離	14.5km	16.7km	16.1km
運行便数	1 便/日	2 便/日	3 便/日
運行便数計		全体 6 便/日	

※ユトリーナ(温浴施設)の運営時間に併せて経由

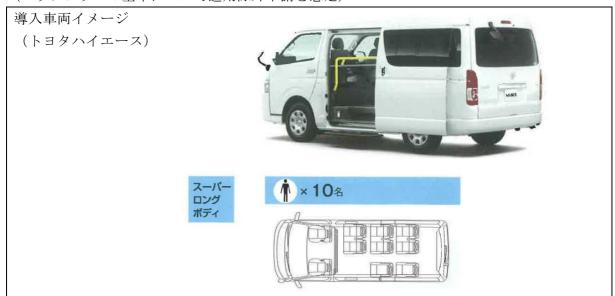
※車庫(蒲郡市内)より回送

5. 運行日·運休日·運行開始予定日

運行日:週3日 火・木・土曜日 運休日:年末年始(1/1~1/3) 開始予定日:平成30年4月3日

6. 運行手段(車両)

10人乗りジャンボタクシー(乗車定員10人) 1台 (バリアフリーの基準について適用除外申請を想定)



7. 運賃 (1乗車当たり)

大人:100円(中学生以上) 小学生:50円 (障がい者等の介助者:1人分無料)

回数乗車券: 100 円券 12 枚 1,000 円

8. 利用者

対象を限らずに、どなたでも利用可能

8. ダイヤ

便	系統	(経由)	発~着時間	所要時間	備考
左1便	左回り	ユトリーナなし	08:20~09:11	51分	
右1便	右回り	ユトリーナ経由	09:35~10:28	53 分	休憩 24 分
左2便	左回り	<i>II</i>	$10:55\sim 11:50$	55 分	休憩 27 分
右2便	右回り	<i>II</i>	12:15~13:08	53 分	休憩 25 分
左3便	左回り	<i>II</i>	14:10~15:05	55 分	昼食休憩 62 分
右3便	右回り	"	15:25~16:18	53 分	休憩 20 分

※車庫(蒲郡市内)より回送 運転手勤務時間 08:00~17:00 (9h00m-2h30m)

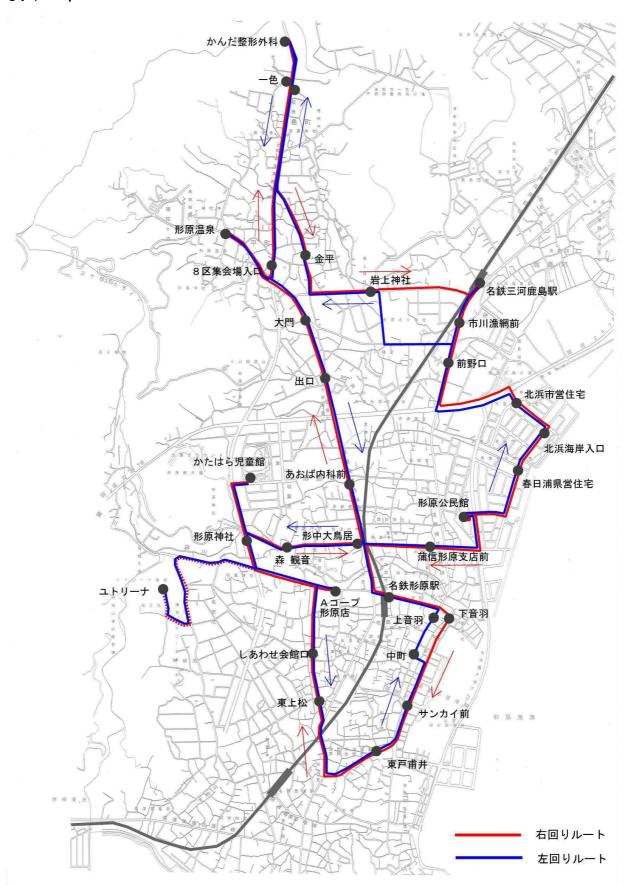
<ダイヤ設定の基本的な考え方>

- ○移動の目的を想定したダイヤ設定(通院・買い物・公民館イベント等)
 - 左1便=朝の通院時間帯(9時前後)の移動支援
 - 右1便=朝の買い物時間帯(10時前後)の移動支援
 - 左2便=午前最後(11~12時)の移動の支援(通院からの帰宅・昼食を兼ねた外出等)
 - 右2便=13:30~の公民館でのイベント参加対応(13:08に公民館到着)

(運転手昼食休憩)

- 左3便=昼食後の移動支援(14~15時の移動)
- 右2便=夕方の移動支援(16時前後の移動)

9. ルート



10. 停留所名・ダイヤ

○左回り

NO.	停留所名	第1便	第 2 便	第 3 便	距離A	距離 B
1	形原公民館	8:20	10:55	14:10	0.5	0.5
2	春日浦県営住宅	8:22	10:57	14:12	0.2	0.2
3	北浜海岸入口	8:23	10:58	14:13	0.2	0.2
4	北浜市営住宅	8:24	10:59	14:14	0.7	0.7
5	前野口	8:26	11:01	14:16	0.2	0.2
6	市川漁網前	8:27	11:02	14:17	0.2	0.2
7	名鉄三河鹿島駅 (Uターン)	8:28	11:03	14:18	1.1	1.1
8	岩上神社	8:32	11:07	14:22	0.5	0.5
9	金平	8:34	11:09	14:24	0.6	0.6
10	一色	8:35	11:10	14:25	0.4	0.4
11	かんだ整形外科 (Uターン)	8:38	11:13	14:28	0.5	0.5
12	一色	8:39	11:14	14:29	0.7	0.7
13	8区集会場入口	8:40	11:15	14:30	0.5	0.5
14	形原温泉(ロータリー)	8:42	11:17	14:32	0.6	0.6
15	大門	8:43	11:18	14:33	0.4	0.4
16	出口	8:44	11:19	14:34	0.4	0.4
17	あおば内科前	8:45	11:20	14:35	0.5	0.5
18	形中大鳥居	8:47	11:22	14:37	0.3	0.3
19	森 観音	8:48	11:23	14:38	0.8	0.8
20	かたはら児童館 (双太山緑地ロータリー)	8:51	11:26	14:41	0.5	0.5
21	形原神社	8:53	11:28	14:43	0.9	1.3
22	ユトリーナ(Uターン)		11:31	14:46		1.8
23	Aコープ形原店 (Uターン)	8:57	11:36	14:51	0.5	0.5
24	しあわせ会館口	8:59	11:38	14:53	0.3	0.3
25	東上松	9:00	11:39	14:54	0.6	0.6
26	東戸甫井	9:02	11:41	14:56	0.5	0.5
27	サンカイ前	9:04	11:43	14:58	0.3	0.3
28	中町	9:05	11:44	14:59	0.2	0.2
29	上音羽	9:06	11:45	15:00	0.3	0.3
30	名鉄形原駅	9:07	11:46	15:01	0.6	0.6
31	蒲信形原支店前	9:09	11:48	15:03	0.5	0.5
32	形原公民館	9:11	11:50	15:05		
	運行距離(km)				14.5	16.7

〇右回り

NO.	停留所名	第1便	第2便	第3便	距離
1	形原公民館	9:35	12:15	15:25	0.6
2	蒲信形原支店前	9:37	12:17	15:27	0.6
3	名鉄形原駅	9:39	12:19	15:29	0.5
4	下音羽	9:40	12:20	15:30	0.2
5	サンカイ前	9:41	12:21	15:31	0.5
6	東戸甫井	9:43	12:23	15:33	0.6
7	東上松	9:45	12:25	15:35	0.3
8	しあわせ会館口	9:46	12:26	15:36	0.6
9	Aコープ形原店 (Uターン)	9:49	12:29	15:39	1.6
10	ユトリーナ(Uターン)	9:53	12:33	15:43	1.2
11	形原神社	9:56	12:36	15:46	0.4
12	かたはら児童館 (双太山緑地ロータリー)	9:58	12:38	15:48	0.9
13	森 観音	10:00	12:40	15:50	0.3
14	形中大鳥居	10:02	12:42	15:52	0.5
15	あおば内科前	10:03	12:43	15:53	0.5
16	出口	10:04	12:44	15:54	0.3
17	大門	10:05	12:45	15:55	0.6
18	形原温泉(ロータリー)	10:08	12:48	15:58	0.5
19	8区集会場入口	10:09	12:49	15:59	0.5
20	一色	10:10	12:50	16:00	0.4
21	かんだ整形外科 (Uターン)	10:14	12:54	16:04	0.5
22	一色	10:15	12:55	16:05	0.5
23	金平	10:16	12:56	16:06	0.7
24	岩上神社	10:18	12:58	16:08	0.7
25	名鉄三河鹿島駅 (Uターン)	10:21	13:01	16:11	0.3
26	市川漁網前	10:22	13:02	16:12	0.2
27	前野口	10:23	13:03	16:13	0.7
28	北浜市営住宅	10:25	13:05	16:15	0.2
29	北浜海岸入口	10:25	13:05	16:15	0.2
30	春日浦県営住宅	10:26	13:06	16:16	0.5
31	形原公民館	10:28	13:08	16:18	
	運行距離(km)				16.1